

会 議 録 目 次

平成 2 5 年第 1 回海田町議会定例会（第 4 日目）

平成 2 5 年 2 月 1 9 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 7 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	3
日程第 2	第 8 号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	4
日程第 3	第 9 号議案	海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について・・・	5
日程第 4	第 10 号議案	平成 25 年度海田町一般会計予算・・・・・・・・	5
日程第 5	第 11 号議案	平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計予算・・・・・	5
日程第 6	第 12 号議案	平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計予算・・・・・	6
日程第 7	第 13 号議案	平成 25 年度海田町介護保険特別会計予算・・・・・・・・	6
日程第 8	第 14 号議案	平成 25 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算・・・・・	6
日程第 9	第 15 号議案	平成 25 年度海田町水道事業会計予算・・・・・・・・	7
日程第 10	請願第 1 号	畝保育所の移転建設整備に関する請願・・・・・・・・	7
日程第 11	発議第 1 号	町立保育所の早期整備を求める決議案・・・・・・・・	9
		（閉 会）・・・・・・・・	11

平成25年第1回海田町議会臨時会

会 議 録 (第4号)

1. 招 集 年 月 日 平成25年2月19日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月19日 (火) 9時00分宣告 (第4日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町           | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部         | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部         | 長 | 内 田 和 彦 |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 窪 地 満   |
| 建 設 部         | 長 | 北 山 忍   |
| 会 計 管 理 者     |   | 木 原 晴 彦 |
| 総 務 部 次       | 長 | 臼 井 真   |
| 企 画 課         | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課         | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課         | 長 | 花 本 則 之 |
| 住 民 課         | 長 | 加 藤 一 生 |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 中 川 修 治 |
| こ ど も 課       | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 都 市 整 備 課     | 長 | 近 森 茂   |
| 建 設 課         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課       | 長 | 武 田 昭 典 |
| 教 育           | 長 | 小 谷 桂 司 |
| 教 育 次         | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 学 校 教 育 課     | 長 | 小田原 かおり |
| 生 涯 学 習 課     | 長 | 中 垣 雅 彦 |
| 水 道 課         | 長 | 丹 羽 勤   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 細 川 真 示 |
| 主 査 | 森 原 宏 生 |
| 主 事 | 利 光 裕 子 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第 7 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 第 8 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第 9 号議案 海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第 10 号議案 平成 25 年度海田町一般会計予算
- 日程第 5 第 11 号議案 平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 第 12 号議案 平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 第 13 号議案 平成 25 年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 第 14 号議案 平成 25 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 第 15 号議案 平成 25 年度海田町水道事業会計予算
- 日程第 10 請願第 1 号 畝保育所の移転建替整備に関する請願
- 日程第 11 発議第 1 号 町立保育所の早期整備を求める決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 00 分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞様でございます。ただいまの出席議員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は報道のためテレビ・カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 11 に至る各議案でございます。この際、日程第 1、第 7 号議案から日程第 9、第 15 号議案までを一括議題といたします。去る 2 月 7 日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、委員長より審査の経過及び結

果について報告を求めます。予算審査特別委員会、崎本委員長。

○12番（崎本）予算審査特別委員会の報告をいたします。予算審査特別委員会に平成25年2月7日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第7号議案から第15号議案について、すべて全会一致で可決したものと決定いたしました。以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。まず、第7号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて第8号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）続いて第 9 号議案、海田町児童クラブハウス設置及び管理条例及び海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 9 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 9 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 9 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）続いて第 10 号議案、平成 25 年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 10 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 10 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 10 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）続いて第 11 号議案、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 11 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 11 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 続いて第12号議案、平成25年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。第12号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 続いて第13号議案、平成25年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 続いて第14号議案、平成25年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 14 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 14 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続いて第 15 号議案、平成 25 年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 15 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 15 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 10、請願第 1 号、畝保育所の移転建替整備に関する請願を議題といたします。この請願につきましては、去る 2 月 7 日の本会議において福祉厚生委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。福祉厚生委員会、前田委員長。

○14 番（前田）福祉厚生委員会委員長の前田でございます。それでは、福祉厚生委員会の請願審査についてご報告いたします。本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第 87 条第 1 項の規定によりご報告いたします。まず本委員会への委託事件は、請願第 1 号、畝保育所の移転建替整備に関する請願でございます。次に審査経過でございますが、平成 25 年 2 月 7 日付けで付託されました請願について、同日、本会議終了後、委員会を開催し、付託案件について慎重審議いたしました。請願の内容について委員から意見聴取し、本請願に対する採決を行いました。次に審査概要でございますが、意見聴取の後、採決を行い、少数意見

の留保が一件ございました。最後に審査結果でございますが、請願第1号、畝保育所の移転建替整備に関する請願については、賛成多数で採択するものと決定いたしました。以上で、福祉厚生委員会の請願審査報告を終わります。

○議長（久留島）次に本件については、渡辺議員から会議規則第71条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。渡辺議員。

○9番（渡辺）福祉厚生委員会委員の渡辺でございます。それでは、平成25年2月7日開催の福祉厚生委員会において、留保した少数意見を海田町議会会議規則第71条第2項の規定によりご報告いたします。まず、本委員会への付託事件は、請願第1号、畝保育所の移転建替整備に関する請願でございます。次に、留保した意見は次のとおりでございます。畝保育所の建て替えには反対ではありません。ふるさと館を解体しての建て替えに次の理由から反対します。ふるさと館建設のいきさつは、海田市町と東海田町が合併し、その記念行事として40周年に海田町の文化と歴史を伝承していくために建設が計画されました。海田町歴史民俗資料館建設基金の条例が制定され、9年間にわたり財源が積み立てられ、建設されています。海田町の歴史を学んでいただく場として、平成7年5月1日に開館したふるさと館の解体には反対します。畝保育所だけでなく、西浜保育所、幸保育所の3保育所の耐震診断の結果は、倒壊する危険性が高いと判断されました。また、少子化時代への対応も考慮して、早期に3保育所の統合も含めた建て替えを検討すべきと考えます。ふるさと館には旧道からの進入と踏切を渡り旧道を横断して進入するコースとがあります。この踏切から旧道を横断して進入する車と旧道から踏切に進入する車が出会い、前後に動けず、トラブルを生じることもあると考えられます。そこに列車が来て大変な事故につながることも想像できます。そのため、駐車場が確保され、送迎用の車が安心安全に運行できる場所を選定すべきと考えます。以上で福祉厚生委員会において、留保した少数意見の報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告、少数意見の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。続いて討論を行います。本請願に対する委員長報告は、採択すべきであるというものでございます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより請願第1号について採決を行います。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長報告は、採択すべきであるというものでございます。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）座ってください。起立採決の結果、賛成反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本請願に対して裁決します。請願第1号は、議長は採択と決定します。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することと決定しました。よって、本請願は海田町長に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、発議第1号、町立保育所の早期整備を求める決議案を議題といたします。案文については、お手元に配付しているとおりでございます。本案については、提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。発議第1号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおりこれを決します。以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。この際、慣例により海田町議会議員互助会の表彰式を行います。事務局長。

○議会事務局長（細川）それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続15年表彰でございます。多田雄一議員。

○議長（久留島）表彰状、多田雄一様。あなたは海田町議会議員として、永年地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は、誠に顕著であります。よって、これを表します。平成25年2月19日海田町議会議員互助会会長、久留島元生。

（記念品授与）

○議会事務局長（細川）続きまして、勤続20年表彰でございます。崎本広美議員。

○議長（久留島）表彰状、崎本広美様。あなたは海田町議会議員として、永年地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。平成25年2月19日、海田町議会議員互助会会長、久留島元生。

○議会事務局長（細川）続きまして、金婚祝い金を贈呈いたします。渡辺善隆議員。

○議長（久留島）おめでとうございます。

（記念品授与）

○議長（久留島）以上で表彰式を終わります。この際に今期をもって引退を表明されている方がおられます。挨拶の申し出がございますので、これを許します。渡辺議員。

○9番（渡辺）9番、渡辺善隆です。来る3月31日の任期満了を持ちまして、議員を引退させていただきますので、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様並びに山岡町長をはじめ職員の皆様には、長い間お世話になりまして、心より感謝と御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。12年間を顧みますと、ただ愚直に一生懸命やってきたというだけの私にとりましては、皆様とのいろいろな思い出は、かけがえのないものとして深く心に刻まれております。貴重な財産として、今後の人生に生かしてまいりたいと思います。これからも一町民として、海田町のさらなる発展のために、少しでも寄与してまいりますよう日々努めてまいります。終わりにになりますが、皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。12年間、大変にありがとうございました。

○議長（久留島）この際、海田町議会議員互助会から記念品の贈呈を行います。

（記念品授与）

○9番（渡辺）ありがとうございました。

○議長（久留島）大変ご苦勞様でございました。これからも健康に留意され、頑張っていたきたいと思います。この際、町長より発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆さん、大変お疲れ様でございました。定例会終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。はじめに、先ほど表彰を受けられました方々に心よりお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。去る2月5日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆さんには本会議及び予算特別委員会で慎重かつ熱心に審議をいただき、ありがとうございました。おかげをもちまして、本日、平成25年度一般会計予算をはじめ各議案にご賛同賜り、お礼を申し上げます。審議の過程におきましては、皆さんから賜りましたご意見やご要望を重く受けとめ、新年度の施策の執行に当たり、できる限り尊重してまいります。なお、国の緊急経済対策として、歩調をあわせて、本町においても平成24年度の追加補正予算を行うため、3月に臨時議会を招集する予

定でございますので、よろしくお願いします。議員の皆さんにおかれましては、この3月31日をもって任期満了を迎えるに当たり、3月24日には海田町議会議員一般選挙が行われる予定でございます。立候補される皆さんにおかれましては、再び議席を確保されて、この議場でお会いできるよう心から検討をお祈り申し上げます。また、今期で議員生活から離れられた方、永年にわたり町政に尽力をいただいたことを厚くお礼申し上げます。今後とも町政に対し、その経験を生かされて、我々に助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後に、暦の上ではもう春ではございますが、まだまだ寒い日が続きます。どうか健康にはくれぐれも留意され、今後ますますご活躍されることを心からお祈り申し上げ、私のお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久留島）閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は平成25年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でもございました。去る2月5日から本日まで慎重にご審議いただきまして、全議案が妥当な結論を得ましたことは、本町のために誠に喜びに絶えないところでございます。また、執行部におかれましては、常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深く御礼申し上げます。審議の過程において、議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われ、より効果的な執行を行われますようお願いいたします。さて、過去4年間、海田町議会の運営が円滑に行われましたことは喜ばしいことと思います。3月31日をもって任期満了となりますが、健康に十分留意され、今後とも本町の発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。立候補を予定されている皆さんにおかれましては、来る3月24日の選挙において、当選の荣誉が得られ、再びこの議場において全員が顔を合わせ、本町の発展のために共に頑張っていけますよう、皆さんの格段の奮闘をお祈り申し上げます。最後に皆さんのご協力によりまして、無事職務が遂行できましたことに対し、厚く御礼申し上げます。私のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。以上で本日の会議を閉じます。これにて平成25年第1回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午前 9時31分 閉会